

たからまちづくり協議会報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、たからまちづくり協議会の役員の報酬について必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 この規程において、役員は、たからまちづくり協議会規約に定める会長、副会長、理事、委員長、副委員長、委員及び監事をいう。

(報酬の額)

第3条 役員の報酬の額は、別表のとおりとする。

(支給方法)

第4条 役員の報酬は年額報酬とし、原則として年度末に支給する。

2 役員に異動があった場合の報酬の額については、その日が属する月を日割りによって計算した額を支給する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	報酬の額（円）
会長	60,000円
副会長	30,000円
理事	20,000円
委員長	20,000円
副委員長	20,000円
委員	20,000円
監事	10,000円